

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

規 則	ページ
北九州市事務分掌規則等の一部を改正する規則【総務企画局人事部人事課】	3

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市事務分掌規則等の一部を改正する規則

平成24年度の組織改正に伴い、関係規定を改めることにしました。
主な内容は、次のとおりです。

- 1 自然災害、感染症、大事故等の様々な危機に、全庁一体となって総合的かつ効果的に対応するため、危機管理監を新設しました。
- 2 市制50周年記念事業を円滑かつ一体感をもって進めるため、総務企画局に市制50周年記念事業推進室を新設しました。
- 3 芸術及び文化の振興をより一層進めるため、美術館、博物館等を市民文化スポーツ局の所管としました。
- 4 下水道事業を上下水道局に移管することに伴い、建設局下水道河川部等を廃止しました。

この規則は、平成24年4月1日から施行することにしました。

北九州市事務分掌規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第41号

北九州市事務分掌規則等の一部を改正する規則

(北九州市事務分掌規則の一部改正)

第1条 北九州市事務分掌規則(昭和43年北九州市規則第75号)の一部を次のように改正する。

第1条秘書室の項の前に次のように加える。

危機管理室

危機管理課

庶務係

防災企画係

災害対策係

第1条総務企画局都市経営戦略室の項を次のように改める。

行政経営室

行政経営課

行政経営係

施設経営課

施設経営係

第1条総務企画局政策部の項中「世界遺産登録準備室」を「世界遺産登録推進室」に改め、同条総務企画局の項中「シティプロモーション部」を「市制50周年記念事業推進室」に改め、同条財政局税務部の項中「課税企画課

「土地係

」を「課税課」に改め、同条財政局税務部課税企画課の項中 家屋係

償却資産係」

を「法人諸税係」に改め、同条財政局税務部の項に次のように加える。

固定資産税課

償却資産係

土地係

家屋係

第1条市民文化スポーツ局文化スポーツ部の項中「文化振興課」を「文化政策課」に改め、同条市民文化スポーツ局文化スポーツ部文化振興課の項中「文化振興係」を「施設係」に改め、同項の次に次のように加える。

文化振興課

文化振興係
文化財係

第1条保健福祉局総務部監査指導課の項中「保護指導係」を「法人指導係
法人指導係」 介護保険事
に改め、同条保健福祉局地域支援部介護保険課の項中「高齢者
業者指導係」
「居宅サービス係
福祉施設係」を 地域密着型サービス係 に改め、同条保健福祉局地域支援
施設サービス係
部保護課の項中「保護係」を「保護係 に改め、同条保健福祉局障害福祉部
指導係」
障害福祉課の項中「自立支援係」を「指定指導係 に改め、同条保健
障害者事業支援係」
福祉局保健医療部の項中「地域医療課」を「保健医療課」に改め、同条保健
福祉局保健医療部地域医療課の項中「医務薬務係」を「医務薬務係 に改め
予防係
、同条保健福祉局保健医療部の項中「保健衛生課」を「生活衛生課」に改め
、同条保健福祉局保健医療部保健衛生課の項中「予防係」を削り、同条子ども
家庭局子ども家庭部子育て支援課の項中「子ども支援係」を「子ども支援
放課後児童
係 に改め、同条子ども家庭局の項中「男女共同参画推進部」を「男女共同
係」
参画推進部 に改め、同条環境局環境政策策部環境学習課の項中「環境広
同参画推進課」
報啓発係」を「E S D推進係」に改め、同条環境局環境未来都市推進室の項
中「事業調整係」を「事業調整係 に改め、同条産業経済局総務政策部雇用
政策係
開発課の項を削り、同条産業経済局総務政策部の項の次に次のように加える
。

雇用開発室
労政企画係
雇用対策係

第1条産業経済局緊急経済・雇用対策室の項を削り、同条産業経済局産業
誘致部の項を次のように改める。

企業立地支援部

企業立地支援課

立地係

企画係

第1条建設局総務部下水道経営課の項及び同条建設局施設部の項を削り、同条建設局の項中「下水道河川部」を「河川部」に改め、同条建設局下水道

河川部水環境課の項中「庶務係 企画係」を「管理係 企画調整係 河川計画係」

道河川部計画課の項及び設計課の項を削り、同条建設局下水道河川部の項中「保全課 管理係」を「河川整備課 河川係」

」を「総務部」に改め、同条建築都市局総務企画部総務課の項中「調整係」

を「庶務係 経理係」に改める。

経理係

第3条秘書室の項の前に次のように加える。

危機管理室

危機管理課

庶務係

- (1) 室、課の庶務に関する事。
- (2) 危機管理に係る企画及び調整の総括に関する事。
- (3) 危機管理に係る調査研究に関する事。
- (4) 危機管理に係る訓練及び研修の実施に関する事。
- (5) 危機管理に係る情報収集、普及啓発等に関する事。
- (6) 北九州市国民保護協議会に関する事。
- (7) 国民保護計画に関する事。
- (8) 危機管理及び防災に係る消防局その他関係機関との連携に関する事。
- (9) 東日本大震災支援対策に関する事。
- (10) 災害による被災者の支援に関する事（他の所管に属するものを除く。）。

防災企画係

- (1) 北九州市防災会議に関する事。
- (2) 地域防災計画に関する事。
- (3) 防災に係る調査研究に関する事。

災害対策係

- (1) 北九州市災害対策本部に関すること。
- (2) 防災体制の発令に関すること。
- (3) 市民の防災活動に係る啓発に関すること。
- (4) 風水害危険区域に関すること。
- (5) 防災行政無線の運用及び維持管理に関すること。

「行政経営

第3条総務企画局都市経営戦略室の項中「都市経営戦略室」を 行政経営
行政

室

営課 に改め、同項第1号中「室」の次に「、課」を加え、同項に次のよ
経営係」

うに加える。

施設経営課

施設経営係

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 公共施設運営の効率化及び適正化に係る企画、調査、研究及び総合的な調整に関すること。
- (3) 指定管理者制度の総括に関すること。

第3条総務企画局政策部企画課企画係の項に次の1号を加える。

- (8) 都市ブランドを基軸としたシティプロモーションの推進に関すること。

第3条総務企画局政策部世界遺産登録準備室の項中「世界遺産登録準備室」を「世界遺産登録推進室」に改め、同条総務企画局シティプロモーション部の項を次のように改める。

市制50周年記念事業推進室

- (1) 室の庶務に関すること。
- (2) 市制50周年記念事業に関すること。

第3条総務企画局国際部国際政策課海外プロモーション係の項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 新規交流先の開拓に関すること。

第3条財政局税務部税制課徴収企画係の項第1号中「市税徴収対策」を「市税及び税外債権の徴収の企画」に改め、同条財政局税務部税制課収納係の項中第6号を第7号とし、第1号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

- (1) 市税徴収対策に関すること。

第3条財政局税務部課税企画課の項中「課税企画課」を「課税課」に改め、同条財政局税務部課税企画課土地系の項を次のように改める。

法人諸税係

- (1) 法人の市民税、市たばこ税、鉱産税、入湯税、事業所税及び環境未来税の賦課に関する事。
- (2) 所管に属する市税の証明に関する事。

第3条財政局税務部課税企画課家屋系の項及び償却資産系の項を削り、同条財政局税務部の項に次のように加える。

固定資産税課

償却資産係

- (1) 課の庶務に関する事。
- (2) 償却資産の評価基準に関する事。
- (3) 償却資産の評価及び価格決定に関する事。
- (4) 償却資産課税台帳の整理及び保管に関する事。
- (5) 償却資産課税台帳の閲覧に関する事。
- (6) 償却資産に係る固定資産税の賦課に関する事。
- (7) 所管に属する市税の証明に関する事。

土地係

- (1) 土地の評価基準に関する事。
- (2) 特定の土地の調査及び評価に関する事。
- (3) 土地の賦課事務の企画及び指導に関する事。
- (4) 土地の価格決定に関する事。
- (5) 特別土地保有税の賦課等に関する事。
- (6) 所管に属する市税の証明に関する事。

家屋係

- (1) 家屋の評価基準に関する事。
- (2) 特定の家屋の調査及び評価に関する事。
- (3) 家屋の賦課事務の企画及び指導に関する事。
- (4) 家屋の価格決定に関する事。
- (5) 国有資産等所在市町村交付金に関する事。
- (6) 所管に属する市税の証明に関する事。

第3条市民文化スポーツ局市民部区政課区政系の項第5号を削り、同条市民文化スポーツ局市民部地域振興課市民活動支援系の項中第1号を削り、第2号を第1号とし、同項に次の2号を加える。

- (2) 特定非営利活動法人の認証及び認定特定非営利活動法人

の認定に関すること。

- (3) 市民活動団体等との協働によるまちづくりの推進に関すること。

第3条市民文化スポーツ局文化スポーツ部文化振興課の項中「文化振興課」を「文化政策課」に改め、同条市民文化スポーツ局文化スポーツ部文化振興課文化企画係の項第2号中「の企画」を「に係る企画及びイメージアップ」に改め、同項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とし、同項第5号中「文化振興基金の管理」を「北九州市文化振興計画」に改め、同号を同項第4号とし、同項第6号を削り、同条市民文化スポーツ局文化スポーツ部文化振興課文化振興係の項を次のように改める。

施設係

- (1) 芸術文化施設の整備及び運営に関すること。
(2) 美術館、自然史・歴史博物館、松本清張記念館、文学館及び長崎街道木屋瀬宿記念館の管理及び連絡調整に関すること

第3条市民文化スポーツ局文化スポーツ部文化振興課の項の次に次のように加える。

文化振興課

文化振興係

- (1) 課の庶務に関すること。
(2) 芸術文化の振興に関すること。
(3) 芸術文化関係団体の育成及び連絡調整に関すること。
(4) 文化振興基金の管理に関すること。
(5) 芸術文化振興財団に関すること。

文化財係

- (1) 文化財の保護及び活用に関すること。
(2) 文化財の調査、指定及び管理に関すること。
(3) 文化財保存事業の助成に関すること。
(4) 埋蔵文化財の保護に関すること。
(5) 埋蔵文化財センターの管理及び連絡調整に関すること。
(6) 文化財保護審議会に関すること。

第3条保健福祉局総務部総務課社会振興係の項第3号中「恩給」を「援護」に改め、同条保健福祉局総務部監査指導課保護指導係の項を削り、同条保健福祉局総務部監査指導課法人指導係の項第2号を削り、同項第1号を同項第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 課の庶務に関すること。

第3条保健福祉局総務部監査指導課の項に次のように加える。

介護保険事業者指導係

(1) 介護保険事業者の監査及び指導に関すること。

第3条保健福祉局地域支援部高齢者支援課在宅高齢者支援係の項第5号を削り、同条保健福祉局地域支援部のちをつなぐネットワーク推進課のちをつなぐネットワーク推進係の項に次の5号を加える。

(5) 区役所における地域福祉推進事業に関すること。

(6) 社会福祉協議会に関すること。

(7) 地域福祉振興基金に関すること。

(8) ボランティア活動の促進に関すること。

(9) 北九州市福社会館に関すること。

第3条保健福祉局地域支援部のちをつなぐネットワーク推進課地域支援係の項中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、同項第4号中「地域福祉振興基金」を「地域における保健福祉活動の総括」に改め、同号を同項第2号とし、同項第5号及び第6号を削り、同条保健福祉局地域支援部介護保険課企画管理係の項第5号を削り、同条保健福祉局地域支援部介護保険課高齢者福祉施設係の項を次のように改める。

居宅サービス係

(1) 居宅サービス事業者の指定に関すること（他係の所管に属するものを除く。）。

(2) 居宅介護支援事業者の指定に関すること。

第3条保健福祉局地域支援部介護保険課高齢者福祉施設係の項の次に次のように加える。

地域密着型サービス係

(1) 地域密着型サービス事業者の指定に関すること。

施設サービス係

(1) 介護保険施設の指定に関すること。

(2) 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホームの設置に関すること。

(3) 特定施設入居者生活介護事業者の指定に関すること。

(4) 有料老人ホームの届出に関すること。

第3条保健福祉局地域支援部保護課の項に次のように加える。

指導係

(1) 生活保護の監査及び指導に関すること。

第3条保健福祉局障害福祉部障害福祉課企画調整係の項第3号中「発達障害者の支援」を「心身障害者扶養共済」に改め、同項第4号中「北九州市重度障害者介護見舞金及び」を削り、同項第5号を削り、同項中第6号を第5号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰り上げ、同条保健福祉局障害福祉部障害福祉課在宅支援係の項各号を次のように改める。

- (1) 障害者の在宅支援に関すること。
- (2) 地域生活支援事業（他係の所管に属するものを除く。）の実施に関すること。
- (3) 身体障害者手帳及び療育手帳に関すること。
- (4) 補装具及び日常生活用具に関すること。
- (5) 自立支援医療の支給等（子ども家庭局の所管に属するものを除く。）に関すること。
- (6) 障害者の社会参加及び就労に関すること。
- (7) 障害者スポーツの振興に関すること。
- (8) 障害者の芸術、文化及び余暇活動の支援に関すること。
- (9) 発達障害者、難病患者等の支援に関すること。
- (10) 障害者の相談支援に関すること。
- (11) 障害者の地域生活移行に関すること。
- (12) 障害者の人権及び虐待防止に関すること。

第3条保健福祉局障害福祉部障害福祉課在宅支援係の項の次に次のように加える。

指定指導係

- (1) 障害福祉サービス事業者、障害児通所支援事業者等の指定、監査及び指導に関すること。
- (2) 所管に属する社会福祉法人の認可に関すること。

第3条保健福祉局障害福祉部障害福祉課自立支援係の項中「自立支援係」を「障害者事業支援係」に改め、同項第3号中「障害者の地域生活移行」を「障害福祉施設の整備及び運営」に改め、同項第5号を次のように改める。

- (5) 障害児の支援に関すること（他係の所管に属するものを除く。）。

第3条保健福祉局障害福祉部障害福祉課自立支援係の項第6号から第9号までを削り、同条保健福祉局保健医療部地域医療課の項中「地域医療課」を「保健医療課」に改め、同項に次のように加える。

予防係

- (1) 感染症の予防及び医療に関すること。

- (2) 予防接種に関すること。
- (3) 局における健康危機管理の総括に関すること。
- (4) 保健所に関すること。
- (5) 原子爆弾被爆者の医療等に関すること。

第3条保健福祉局保健医療部保健衛生課の項中「保健衛生課」を「生活衛生課」に改め、同条保健福祉局保健医療部保健衛生課予防係の項を削り、同条保健福祉局保健医療部保健衛生課環境衛生係の項中第7号を第8号とし、第1号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

- (1) 課の庶務に関すること。

第3条子ども家庭局子ども家庭部子育て支援課子ども支援係の項の次に次のように加える。

放課後児童係

- (1) 放課後児童クラブに関すること。
- (2) 児童館に関すること。

第3条子ども家庭局男女共同参画推進部の項中「男女共同参画推進部」を「男女共同参画推進部」に改め、同条子ども家庭局男女共同参画推進部企画男女共同参画推進課

画係の項第1号中「部」の次に「、課」を加え、同条環境局環境政策部総務課環境首都政策係の項第6号中「環境モデル都市に関する連絡調整及び総括」を「環境政策の広報」に改め、同項第7号及び第8号を削り、同条環境局環境政策部環境学習課環境学習係の項第2号中「環境教育」を「環境学習及び環境教育」に改め、同項第4号を削り、同条環境局環境政策部環境学習課環境広報啓発係の項中「環境広報啓発係」を「ESD推進係」に改め、第3号を削り、同条環境局環境未来都市推進室事業調整係の項第2号及び第3号を次のように改める。

- (2) 環境モデル都市に関する連絡調整及び総括に関すること。
- (3) 北九州市環境モデル都市地域推進会議に関すること。

第3条環境局環境未来都市推進室事業調整係の項に次の1号を加える。

- (4) 北九州市環境モデル都市庁内推進本部に関すること。

第3条環境局環境未来都市推進室事業調整係の項の次に次のように加える

政策係

- (1) 市民の環境活動を促す仕組みの構築に関すること。

- (2) 総合的な新エネルギー及び省エネルギー政策に関すること。

第3条環境局環境未来都市推進室環境産業政策係の項に次の1号を加える。

- (4) 北九州市エコタウンセンターの管理及び運営に関すること。

第3条環境局環境国際戦略室環境国際戦略課企画調整係の項第2号中「国際環境協力の計画」を「環境国際協力の方針」に改め、同条環境局環境監視部環境保全課企画調整係の項第5号中「公害防止資金融資」を「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）に係る届出の受理」に改め、同項第6号を削り、同条環境局環境監視部環境保全課大気騒音係の項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、同条環境局環境監視部環境保全課水質土壌係の項第1号中「水質環境」を「環境」に改め、同項第3号中「許可」を「許可等」に改め、同条環境局循環社会推進部循環社会推進課資源化推進係の項第2号中「リサイクル活動」を「3R活動」に改め、同条産業経済局総務政策部産業政策課政策係の項中第5号を削り、第6号を第5号とし、同項第7号中「企業及び産業関係団体との連絡調整」を「緊急経済・雇用対策本部」に改め、同号を同項第6号とし、同項中第8号を第7号とし、第9号を第8号とし、第10号を第9号とし、第11号を削り、第12号を第10号とし、第13号を第11号とし、同条産業経済局総務政策部雇用開発課の項を削り、同条産業経済局総務政策部の項の次に次のように加える。

雇用開発室

労政企画係

- (1) 室の庶務に関すること。
- (2) 雇用に関する情報の収集及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (3) 労働に関する情報の収集及び労働関係団体に関すること。
- (4) 雇用創出及び地域産業の振興に関する人材開発に関すること。
- (5) 新卒者の雇用に関すること。

雇用対策係

- (1) Uターン及びIターン事業に関すること。

- (2) 高年齢者の雇用に関する事。
- (3) 雇用創出（他係の所管に属するものを除く。）、失業対策及び緊急雇用対策に関する事。
- (4) 高年齢者就業支援センターに関する事。
- (5) 若者ワークプラザ北九州に関する事。
- (6) シルバー人材センターに関する事。

第3条産業経済局地域産業振興部中小企業振興課中小企業係の項第8号及び同条産業経済局緊急経済・雇用対策室の項を削り、同条産業経済局新産業振興部新産業振興課新産業係の項中第11号を第13号とし、第10号の次に次の2号を加える。

- (11) 科学技術政策に関する企画及び調査に関する事。
- (12) 株式会社北九州テクノセンターに関する事。

第3条産業経済局産業誘致部の項中 「産業誘致部 誘致課 を 企業立地支援部 誘致係」 「企業立地支援部 立地係」

に改め、同条産業経済局産業誘致部誘致課誘致係の項第3号中「融資及び」を削り、同項第4号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 企業及び産業関係団体との連絡調整に関する事。

第3条産業経済局誘致部誘致課誘致係の項に次の1号を加える。

- (6) 産業用地の企画及び整備に関する事。

第3条産業経済局産業誘致部誘致課企画係の項第3号中「企業及び産業関係団体との連絡調整（他課の所管に属するものを除く。）」を「企業立地に対する融資」に改め、同項第4号を削り、同条産業経済局観光部観光・コンベンション課観光企画係の項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 集客交流に関する事（他課の所管に属するものを除く。）。

第3条建設局総務部下水道経営課の項を削り、同条建設局公園緑地部公園建設課建設係の項第3号中「調整」の次に「及び総括」を加え、同項第4号及び第5号を削り、同条建設局施設部の項を次のように改める。

河川部

水環境課

管理係

- (1) 部、課、河川整備課の庶務に関する事。
- (2) 部の所管に属する軽微な工事の契約及びしゅん工認定に関する事。
- (3) 河川及び水路の認定、指定、変更、廃止並びに区域の決定及び変更に関する事。
- (4) 河川及び水路の管理、境界の明示、占用、使用及び巡視の総括に関する事。
- (5) 河川及び水路の統計調査に関する事。
- (6) 河川施設の財産管理に関する事。

企画調整係

- (1) 河川事業の予算及び決算に関する事。
- (2) 河川の長期計画及び総合治水計画に関する事。
- (3) 河川事業の調整に関する事。
- (4) 河川環境の総合調整に関する事。
- (5) 河川に係る国際協力に関する事。
- (6) 二級河川等の河川整備基本方針に係る調整に関する事。

河川計画係

- (1) 河川事業の調査、計画及び認可申請に関する事。
- (2) 河川事業の指導及び総括に関する事。
- (3) 二級河川等の河川整備計画策定に係る調整に関する事。
- (4) 下水道事業との連携及び調整に関する事。
- (5) 公有水面（海面を除く。）に関する事。

ほたる係

- (1) 河川の生物環境整備の総括に関する事。
- (2) ほたる愛護活動の指導及び支援に関する事。

河川整備課

河川係

- (1) 河川事業に係る国庫補助要望に関する事。
- (2) 河川事業（他係の所管に属するものを除く。）の調査及び設計に関する事。

維持係

- (1) 河川及び水路台帳の作成及び保全の総括に関する事。

- (2) 二級河川等の管理に係る国及び県との協議及び調整に関すること。
- (3) 二級河川等（市施工区間に限る。）に係る台帳、調書等の調整に関すること。
- (4) 二級河川等（市施工区間に限る。）の維持及び補修に関すること。
- (5) 市長管理の河川及び水路の機能管理の総括に関すること

防災係

- (1) 国庫補助事業に係る公共土木施設の災害復旧工事の認可申請に関すること。
- (2) 公共土木施設の災害復旧工事の施工の指導及び総括に関すること。
- (3) 関係法令に基づく砂防事業等の調査に関すること。
- (4) 水防計画に関すること。

第3条建設局下水道河川部の項を削り、同条建築都市局総務企画部の項中「総務企画部」を「総務部」に改め、同条建築都市局総務企画部総務課調整係の項中「調整係」を「庶務係」に改め、第4号を削り、第5号を第4号とし、同条建築都市局総務企画部総務課の項に次のように加える。

経理係

- (1) 局の予算及び決算に関すること。

第3条建築都市局計画部都市交通政策課企画調査係の項第8号を削り、同条建築都市局整備部区画整理課調整係の項第8号中「城野地区ゼロ・カーボン先進街区」を「城野ゼロ・カーボン先進街区」に改め、同条建築都市局住宅部住環境整備課住環境整備係の項に次の1号を加える。

- (6) 老朽家屋等の解体費の助成に関すること。

第3条建築都市局建築部建築課建築保全係の項中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 市有建築物（学校施設及び市営住宅を除く。）の長寿命化の推進に関すること。

第3条港湾空港局総務部総務経営課振興係の項第1号中「振興に関する情報収集及び企画」を「にぎわいづくり及びPR」に改め、同項中第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とし、第5号を第3号とし、第6号を削り、同条港湾空港局港営部港営課港務係の項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、第9号を削り、同条港湾空港局港営部港営課施設

係の項に次の2号を加える。

- (6) 北九州埠頭株式会社、小倉国際流通センター株式会社及びひびきコンテナターミナル株式会社に関すること。
- (7) 通関、入国管理及び検疫に関する国の機関との調整に関すること。

第3条港湾空港局港営部物流振興課企画調査係の項第3号を削り、同項第4号中「陸海空の物流基盤整備の」を「調査研究及び」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号を同項第4号とし、同条港湾空港局港営部立地促進課立地促進係の項各号を次のように改める。

- (1) 企業立地戦略の企画に関すること。
- (2) 臨海部産業用地への企業立地の促進に関すること。
- (3) 響灘地区開発推進協議会の運営に関すること。

第3条港湾空港局整備部管理課管理係の項各号を次のように改める。

- (1) 部、課の庶務に関すること。
- (2) 補助事業の申請、請求及び精算に関すること（計画課及び整備課の所管に属するものを含む。次号から第5号までにおいて同じ。）。
- (3) 軽微な工事及び業務委託（工事に係るものを除く。）の契約に関すること。
- (4) 財産の管理に関すること。
- (5) その他経理に関すること。
- (6) 港湾環境整備負担金に関すること。

第3条港湾空港局整備部計画課計画第一係の項中第4号を第5号とし、第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

- (1) 課の庶務に関すること。

第3条港湾空港局整備部整備課建設係の項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

- (1) 課の庶務に関すること。

第4条会計室管理係の項第3号中「、収納代理金融機関、下水道事業出納取扱金融機関及び下水道事業収納取扱金融機関」を「及び収納代理金融機関」に改める。

第5条第5項中「研修・安全管理担当部長」を「安全管理担当部長」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「

研修及び」を削り、「研修・安全管理担当部長」を「安全管理担当部長」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「世界遺産登録準備室」を「世界遺産登録推進室」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

市に危機管理の総合調整を担当する危機管理監を置く。

第6条中第4項を第5項とし、第1項から第3項までを1項ずつ繰り下げ、同条に第1項として次の1項を加える。

危機管理監は、上司の命を受け、所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

第7条中「、都市経営戦略室次長」を削り、「世界遺産登録準備室長」を「世界遺産登録推進室長」に、「シティプロモーション部次長」を「市制50周年記念事業推進室次長」に改め、「、男女共同参画推進部次長」を削り、「緊急経済・雇用対策室次長」を「雇用開発室次長」に改める。

第8条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「世界遺産登録準備室長」を「世界遺産登録推進室長」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

危機管理監に事故があるとき、又は危機管理監が欠けたときは、危機管理室長が代理する。

第9条中「局長」を「危機管理監、局長」に、「研修・安全管理担当部長」を「安全管理担当部長」に改める。

(北九州市区役所等事務分掌規則の一部改正)

第2条 北九州市区役所等事務分掌規則(昭和43年北九州市規則第76号)の一部を次のように改正する。

第2条総務企画課広報広聴係の項第12号中「恩給」を「援護」に改め、同条まちづくり整備課管理係の項第9号及び第11号中「、下水道」を削り
工務係(小倉北区役所、小倉南区役所及び八幡西区、同条まちづくり整備課工務第一係(小倉北区役所、小倉南区役所及び八幡工務第二係(小倉北区役所、小倉南区役所及び八幡役所を除く。)

西区役所に限る。)の項中第9号及び第10号を削り、第8号を第9号とし
西区役所に限る。)

、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 公園、緑地、霊園並びに街路樹及び保存樹の巡視に関する
こと(小倉北区役所、若松区役所及び戸畑区役所を除く。)

工務係（小倉北区役所、小倉南区役所及び八幡西
第2条まちづくり整備課工務第一係（小倉北区役所、小倉南区役所及び八
工務第二係（小倉北区役所、小倉南区役所及び八
区役所を除く。）

幡西区役所に限る。）の項中第11号を第10号とし、第12号を第11号
幡西区役所に限る。）

とし、第13号を削り、第14号を第12号とする。

松ヶ江出張所（門司区役所）

大里出張所（門司区役所）

曾根出張所（小倉南区役所）

両谷出張所（小倉南区役所）

第2条東谷出張所（小倉南区役所）の項第21号中「曾根出張所、折尾
島郷出張所（若松区役所）

折尾出張所（八幡西区役所）

上津役出張所（八幡西区役所）

八幡南出張所（八幡西区役所）

出張所及び八幡南出張所に限る」を「松ヶ江出張所、両谷出張所及び東谷出
張所を除く」に改める。

（北九州市事業所事務分掌規則の一部改正）

第3条 北九州市事業所事務分掌規則（昭和43年北九州市規則第77号）の
一部を次のように改正する。

第4条第2項中「シティプロモーション首都圏本部」の次に「、埋蔵文化
財センター」を加え、「並びに環境センターに副所長」を「、環境センター
に副所長並びに長崎街道木屋瀬宿記念館、美術館、自然史・歴史博物館、松
本清張記念館及び文学館に副館長」に改める。

第5条第1項中「、事務局長」を削り、「副所長」の次に「、副館長」を
加える。

第6条中「及び副所長、総合保健福祉センターにあつては課長」を「、副
所長又は副館長」に改める。

第7条第1項中「、次長」の次に「又は副館長」を、「の次長」の次に「
若しくは副館長」を加え、同条第3項中「又は副所長」を「、副所長又は副
館長」に改め、同条第4項中「及び副所長」を「、副所長及び副館長」に改
め、同条第5項中「室長」の次に「、副館長」を加える。

第8条中「及び副所長」を「、副所長及び副館長」に改める。

別表第1の市民文化スポーツ局の項中